府監第１７４０号

令和７年２月20日

大阪府議会議長　様

大阪府知事　様

関係委員会又は委員　様

大阪府監査委員

監査の結果について（報告）

　地方自治法第199条第１項、第２項及び第４項に基づき実施した監査の結果は下記のとおりであったので、同条第９項の規定により報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 監査の範囲 | 主に令和５年度における地方自治法第199条第１項に規定する財務に関する事務の執行及び同条第２項に規定する事務の執行 |
| 監査対象機関 | 別表のとおり |
| 監査実施日 | 令和６年10月１日から令和７年１月31日まで |
| 監査の実施方針 | 監査の範囲に掲げる事務の執行が、適正かつ効率的・能率的に行われているかを主眼として監査した。 |
| 監査の結果 | 監査を実施した範囲において、別紙の事項を除き、検出事項に該当するものはなかった。 |

別表

本庁

|  |  |
| --- | --- |
| 監査対象機関 | 監査対象機関の各所属のうち、地方自治法  第199条第１項の規定による監査の対象 |
| 監査委員事務局 | 総務課及び監査課 |

出先機関

|  |  |
| --- | --- |
| 所管部局 | 監査対象機関 |
| 政策企画部 | 消防学校、東京事務所 |
| 財務部 | 府税事務所（中央・なにわ北・なにわ南・三島・豊能・泉北・泉南・南河内・中河内・北河内）、大阪自動車税事務所 |
| 府民文化部 | 消費生活センター、日本万国博覧会記念公園事務所、パスポートセンター |
| 福祉部 | 障がい者自立センター、砂川厚生福祉センター、障がい者自立相談支援センター、女性相談センター、子ども家庭センター（中央・箕面・吹田・東大阪・富田林・貝塚）、修徳学院、子どもライフサポートセンター |
| 健康医療部 | 保健所（池田・茨木・守口・四條畷・藤井寺・富田林・和泉・岸和田・泉佐野）、こころの健康総合センター |
| 商工労働部 | 計量検定所、高等職業技術専門校（東大阪・夕陽丘・南大阪・北大阪）、大阪障害者職業能力開発校 |
| 環境農林水産部 | 農と緑の総合事務所（北部・中部・南河内・泉州）、動物愛護管理センター、家畜保健衛生所 |
| 都市整備部 | 土木事務所（池田・茨木・枚方・八尾・富田林・鳳・岸和田）、西大阪治水事務所、寝屋川水系改修工営所、モノレール建設事務所 |
| 教育庁 | 教育センター、中之島図書館、中央図書館 |